

「福祉避難所の開設等に
関する協定」を結びました



市では、災害発生時に、高齢者、障害者など、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な避難者を受け入れていただくため、平成26年3月に市内の福祉関係法人と「福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しました。

福祉避難所は、災害時にすぐに開設するものではなく、指定避難所（学校の体育館など）での避難者の状況等を判断し、必要に応じて開設する二次的な避難所です（施設の被災状況等により開設できない場合もあります）。

協定締結に協力いただいた法人名（敬称略）

- ・社会福祉法人長生共楽園（長生共楽園）
- ・社会福祉法人豊裕会（実恵園、真名実恵園）
- ・社会福祉法人青翠会（光風荘）
- ・社会福祉法人健寿会（長生苑）

・社会福祉法人たむかい（あんしん）

・医療法人京友会（つくも苑）

・医療法人社団上総会

（ケアセンターかずさ）

・社会福祉法人児童愛護会

（長生厚生園）

以上8法人

（カッコ書は代表的な施設）

お問い合わせは、

市総務課防災対策室（4階）

☎15119、FAX201602へ。

茂原市地域防災計画を
見直しました



茂原市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、茂原市防災会議が作成するもので、市および関係機関の災害対策の基本的事項が定められています。

今回、東日本大震災を教訓に見直しを進め、また、平成25年10月の台風26号災害を踏まえて一部修正を行い、平成26年3月に改定されました。

お問い合わせは、

市総務課防災対策室（4階）

☎15119、FAX201602へ。

市長が行く

自治会への加入依頼

No.59

茂原市長 田中豊彦



最近、自治会への加入者が減少して困っているという声をよく耳にします。茂原市でも平成5年には83・8%あった加入率が、平成25年には63・6%まで落ち込んでしまいました。

自治会に加入しない理由は様々ですが、主に次のようなことが考えられます。「近所づきあいがわずらわしい」、「役員になることや行事に参加するのが面倒」、「時間がない」、「参加しなくても日常生活には困らない」、「会費を払いたくない」等々。

市では、自治会を市政運営のための大切な単位としてとらえており、市からの重要な連絡事項は自治会を通して行われております。私は、まちづくりにおいても、防災の観点からしても自治会は市政運営の要となるものと考えます。

高齢者社会を迎え、この茂原市でもいくつかの自治会で

独居高齢者の見守り事業をはじめました。

足の不自由な方や、買い物に困っている方の移動のお手伝い、日常生活での作業（電球の取り換えや庭の草刈り等）を安価で請け負ってお手伝いすることなどが少しずつ展開されています。また、そのことによって、年々増えている孤独死を防ぐことにもつながっています。

これは自治会の大きな力です。また、大規模災害時には、自治会単位で行動をとるようをお願いしていることもあり、自治会に加入していないと連絡がとれないことも考えられ、最終的な人員確認ができない等の問題も発生してきます。

災害に關していうならば、今、市では自治会単位での自主防災組織の立ち上げを進めております。自主防災組織がなぜ必要かという点、大規模な災害が発生した場合、道路

の寸断、建物の倒壊、断水、停電、火災など同時多発的に起こることが想定され、防災関係機関だけでは十分な対応がとれないことが予測されるからです。

いざというときには、自分たちのまちは自分たちで守るという自衛意識と連帯感が必要とされています。これは自治会単位でお願いしていることです。ですから、どれだけ自治会が大切かということがここからも理解していただけたと思います。

いずれにしても、市民の皆さんが安全で安心して暮らせるように、共助の精神のもと、自治会に加入していただくことをお願いしたいと思います。

昔から「遠くの親戚より近くの他人」と言われています。どうか皆さん、お互いに協力して住みよい茂原市を作っていきましよう。

高年齢者社会を迎え、この茂原市でもいくつかの自治会で